



いつもお世話になっております。今月号の事務所だよりをお届けしますので、ご査収下さいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっています

国、都道府県、市町村での様々な支援策が出てきています。

1. 融資での支援

セーフティネット保証4号 売上げが20%減少

セーフティネット保証5号 指定業種の売上げが5%減少、前年比売上げが15%減少

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して事業活動に影響を受けている中小企業者への資金繰り支援措置として、この度、国は全国的な信用収縮に対応するため、2020年3月13日(金曜日)から、危機関連保証を発動することとなりました。

今回の発動に伴い、愛知県では同保証の対象者を融資対象とする県融資制度「経済環境適応資金サポート資金【大規模危機対応】」が利用できることとなります。

また、国は、「セーフティネット保証5号」(全国的な不況業種)として、2020年3月6日(金曜日)から、宿泊業や飲食業など40業種を緊急的に追加指定したところ(2020年3月4日(水曜日)発表済み。)が、この度、第二弾の業種追加指定として、316業種が追加指定され、融資制度経済環境適応資金サポート資金【セーフティネット】の融資対象者が更に拡大されることとなりました。

制度の概要

内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため、全国的な資金繰りの状況を示す客観的な指標である資金繰りDI等が、リーマンショック時や東日本大震災時等と同程度に短期かつ急速に低下することにより、我が国の中小企業について著しい信用の収縮が全国的に生じていることが確認でき、国として危機関連保証を実施する必要があると認める場合に、実際に売上高等が減少している中小企業者を支援するための措置。信用保証協会が一般保証、セーフティネット保証の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する制度。

新型コロナウイルス感染症特別貸付(日本政策金融公庫による別枠特別融資)

新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に業況悪化を来しているみなさまを対象とした「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を取り扱っております。

一部の対象者については、基準利率-0.9%の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給され、当初3年間で実質無利子となる予定です。

2. 税金の猶予支援

所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長

2020年(令和2年)3月16日(月) 2020年(令和2年)4月16日(木)

3. 助成金での支援

雇用調整助成金の特例、厚生労働省は、2020年2月28日、新型コロナウイルスの感染拡大で経営が悪化した企業に対し、雇用調整助成金の要件を緩和すると発表しました。

雇用調整助成金は、失業者の増加を防ぐため、事業を休止した企業が従業員に支払う休業手当などの一部を助成するものです。

新型肺炎の影響で、最近1カ月の売上高が前年より1割以上減少したなどの条件を満たせば、助成金を受け取れるようになります。

今回の要件緩和で、日本人観光客が減少している観光産業や、部品供給停滞の影響を受けている製造業なども対象となります。